

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成20年1月21日19介第4299号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。）に基づき特定介護保険施設（以下「施設」という。）に対して実施機関が行った調査に際して取得した文書に記載された異議申立人の母親（以下「本人」という。）に関する個人情報である。

なお、異議申立人は成年被後見人である本人の法定代理人であり、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、本人に代わって本件個人情報の開示請求を行ったものである。

実施機関は、本件個人情報のうち、一部の個人の印影について、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示するとして本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成20年1月2日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 平成20年1月21日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年3月18日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

実施機関の決定は、条例第14条第1項第1号に反し、違法・不当である。

第三者の印影を不開示とすることは、異議申立人の権利・利益を侵害し、違法である。

印影の開示である必要はなく、印影部分の氏名開示が必要である。

施設職員はその氏名が明らかになっても、施設内職務・職責との関連・範囲におい

てのことであり、当該職員の正当な利益を害するおそれはない。

(2) その他の主張について

第14条第1項第9号には「開示することにより、当該未成年者又は当該成年後見人の正当な利益を害するおそれがある情報」とあるが、不開示は異議申立人の正当な権利・利益を侵害するものであり、不当・違法である。

5 実施機関の説明要旨

部分開示理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

介護記録に押印されている施設職員の印影については、領収書等に押印されている印影と異なり、相手方に交付されることを前提としたものではなく、開示されると偽造により職員個人の預金取引、契約等における利益を害するおそれがあるため、条例第14条第1項第1号に該当し、不開示としたものである。

また、異議申立人は、実施機関が印影を不開示とすることによって異議申立人の権利利益を侵害していると主張しているが、条例第14条第1項第1号に該当するか否かは、第三者（施設職員）の正当な利益を害するおそれがあるかによって判断すべきである。

なお、条例第14条には開示請求者の権利利益を考慮して開示の可否を判断する規定はない。

(2) その他の主張について

異議申立人は条例第14条第1項第9号についても主張しているが、実施機関は同号を適用して本件決定を行ってはいない。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報内容及び不開示情報について

本件個人情報は、実施機関が施設の調査に際して取得した文書に記載されていた本人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報中、本人が同一の文書を所持していないと考えられる性質の文書に押印された施設職員の印影を、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした（以下、不開示とされた情報を「本件不開示情報」という。）。

なお、実施機関は、本件個人情報中、本人も同一の文書を所持していることが明らかである文書に押印された施設職員の印影は、すでに本人も知っている情報であり、開示しても当該職員の正当な利益を害するおそれはないため開示している。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

条例第14条第1項第1号は、開示請求者以外の第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

について不開示とする旨定めている。

本件不開示情報である施設職員の印影は、本人以外の第三者に関する情報であると認められる。

個人の印影が示す情報は単に氏名のみではなく、その固有の形状が個人情報として保護の対象となるものであり、実印は印鑑登録制度の下で社会生活上重要なものとして保護され、また、認印であっても銀行預金通帳のような重要なものに使用されることもある。よって、その印影が示す氏名が明らかになるか否かにかかわらず、その印影についてはみだりに他に開示されない利益を有しているというべきであり、施設職員の印影が当該職員的意思によらないで開示されることは、本人がその印影を知っている立場にあることが明らかな場合等特別の事情がない限り、条例第14条第1項第1号にいう正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そして、本件異議申立てにおいて、本件不開示情報が記録された文書は、施設の内部用の文書であって、本人が同一の文書を所持していないと考えられる性質の文書であることから、本人は本件不開示情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえない。また、この文書は同様に、何人でも入手できる性質の文書でもないことから、本件不開示情報が、何人でも知りうる情報であるともいえない。

このことから、本件不開示情報に開示すべき特別の事情があるとは認められず、開示することにより第三者の正当な利益が損なわれるとして、実施機関が本件不開示情報について、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

また、異議申立人は、印影の開示である必要はなく印影部分の氏名を明らかにすべきであること、施設職員はその氏名が明らかになっても、施設内職務・職責との関連・範囲においてのことであり、当該職員の正当な利益を害するおそれはないことを主張しているが、印影部分の氏名はその印影と一体不可分の情報であり、印影部分の氏名を印影と分離して開示の可否を問うことは不可能である。

(3) その他の主張について

異議申立人は、実施機関が条例第14条第1項第9号を適用して個人情報を不開示とするのは不当であると主張しているが、実施機関は条例第14条第1項第9号を適用していないため、当審議会は条例第14条第1項第9号該当性については判断しない。

以上の理由により「1 審議会の結論」のとおり判断する。